

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 令和4年3月29日付け総務省通知「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」により適正な経費負担となるよう全国的に見直しが促されているところ、当県においても令和7年4月1日より指定金融機関（以下「指定金」という。）が十六銀行へ交替することを機に、同行との契約において県公金における収納及び支払等に対する事務取扱手数料（以下「公金事務取扱経費」という。）の一部を、件数に応じて県が負担する必要が生じたもの。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 県と指定金間においては、先だって令和6年12月26日に「岐阜県指定金融機関による公金出納事務の取扱いに関する契約書」を締結しており、同契約内において県と指定金の合意に基づき、県は、指定金に対して公金事務取扱経費を負担する旨定めている（第13条第1項）ことによるもの。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。